

クーリング・オフについて

お客様は、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の2第2項第6号及び不動産特定共同事業法第26条第1項（クーリング・オフ制度）の規定に基づき、お客様が本匿名組合契約に係る申込みをした後から、お客様が不動産特定共同事業法第25条の規定により当社から提供される契約成立時交付書面にかかる事項を、お客様がお使いの電子機器において閲覧に供された日から起算して8日間が経過するまでの間は、以下に定める手続きにより、当該申込みを撤回し、又は当該申込みに係る匿名組合契約の解除を行うことができます。

この場合において、既に支払われた出資金は、当該通知におけるお客様のご選択により、当社におけるお客様の預り金口座に預託するか、またはお客様が会員登録時に指定された銀行口座に対して振り込むことにより速やかに返還します。

【クーリング・オフの手続き方法】

クーリング・オフをご希望される場合は、以下の順序にてお手続きください。

1. お問い合わせフォームより、クーリング・オフ希望である旨をご連絡ください。
2. 別紙「クーリング・オフ届出書」に必要事項を記載してください。
3. 以下に記載のある、当社の住所宛に郵送する方法により、当社宛にご送付ください。

電話等による口頭での通知・メール等電磁的方法による通知は認められません。

※お問い合わせフォームからのご連絡後、必ず「クーリング・オフ届出書」をご郵送ください。

「クーリング・オフ届出書」のご送付が無い場合にはお手続きができません。

【送付先】

〒106-0032 東京都港区六本木 6-7-10 築場ビル 3F ジャパン・プロパティーズ株式会社 アセット・マネジメント事業部 宛
--

以上

制定 2023年3月22日

別紙

クーリング・オフ届出書

私は、以下の本匿名組合契約について、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の2第2項第6号及び不動産特定共同事業法第26条第1項（クーリング・オフ制度）の規定に基づき、本書面をもって、本匿名組合契約の申込みを撤回し、又は本匿名組合契約を解除いたします。

お客様の情報

住 所	
氏名又は商号・名称	

契約内容

申込ファンド名	
契約年月日	年 月 日
出資口数	口
出資金の額	万円
投資申請ID	

※ これらの事項は、マイページの「投資履歴一覧」、マイページに掲載の「契約締結時交付書面兼契約成立時交付書面」または「契約締結時交付書面兼契約成立時交付書面 作成完了のお知らせ」メールをご参照の上、ご記入下さい。